

# 中企団特別研修会<sup>参加</sup>DVD販売のご案内



中小企業福祉事業団



## 元労働基準監督官が解説！

# 臨検監督の概要と対応実務のポイント

今年6月、「時間外労働の罰則付き上限規制」「有給休暇の取得義務化」「高度プロフェSSIONAL制度」などを盛り込んだ改正労働基準法が成立しました。1947年の労働基準法制定以来の約70年ぶりとなる大改正を受け、労働基準監督署による長時間労働に対する指導はさらに厳しさを増すことが予想されます。

顧問先の企業に臨検監督が入れば社労士には専門家としての適切な対応が求められますが、社労士であっても臨検監督に対応する機会はそう多くはなく、今後強化される見込みの臨検監督への対応に、不安を抱えている方も多いのではないのでしょうか。

本研修会では、「臨検監督を行う事業場はどのように決められているのか?」「調査ではどのような資料を確認しているのか?」「労働基準監督官はどのような点を重要視しているのか?」といった疑問点を、実際に数多くの労働相談、臨検監督、司法処分を行ってきた経験を有する元労働基準監督官の特定社会保険労務士が解説します。

### 主な講義項目

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 1. 労働基準監督官の役割      | 5. 司法処分が企業に与える影響     |
| 2. 臨検監督の種類と目的      | 6. 臨検監督で最も重要視されるポイント |
| 3. 実施対象事業場の決められ方   | 7. 対策漏れが生じやすい法違反     |
| 4. 是正勧告に対応するときの留意点 | 8. 法改正後におけるチェックポイント  |

<b>日時</b>	<b>10月30日(火) 13:30~16:30</b>	<b>場所</b>	<b>中小企業福祉事業団 セミナールーム</b> 東京都台東区松が谷1-3-5 JPR上野イーストビル2階
-----------	------------------------------	-----------	--

<b>講師</b>	<b>社会保険労務士事務所しのはら労働コンサルタント 特定社会保険労務士 篠原 宏治 氏</b> 1978年生。愛媛県出身。愛媛大学工学部卒業。2002年に労働基準監督官採用試験合格。翌年から大阪府と北海道の労働基準監督署に7年間勤務し、賃金不払い、サービス残業、解雇、長時間労働などの労働問題に関する相談対応、監督指導(臨検)、強制捜査などの業務に携わる。2009年に退任後、組織改編直後の日本年金機構に正規職員として入社し、年金事務所における保険料徴収事務と本部における労務管理業務に従事。 都内の社会保険労務士法人勤務を経て、2016年2月に中野区で個人事務所を開業し、翌年7月渋谷区笹塚に移転。ブログを活用した集客を行い、労務相談サービスの提供、セミナー講師、専門誌の執筆活動などを行っている。日本経済新聞、産経新聞、めざましテレビ等、メディア実績多数。非営利一般社団法人安全衛生優良企業マーク推進機構 顧問。
-----------	---

<b>定員</b>	<del>3-6名 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。</del> 【満員御礼】
-----------	--

<b>費用</b>	<b>参加費(1名)/DVD【11月30日発刊予定】購入費(送料込) いずれも ※振込手数料はご負担ください。</b> <b>常任幹事社労士 無料(出席・DVDのいずれか) ⇒ 幹事社労士高度化事業のお申し込みの先生</b> <b>幹事社労士 8,640円</b> ■レジュメ・資料は、当日会場にてお渡しいたします。(DVD購入の場合は、CDで同梱となります)
-----------	---

**申込方法 ⇒ 参加、DVD購入共に、下記申込書にご記入の上FAXしてください。**

【参加の場合】10月23日までにFAXにて、お申込みください。【DVD購入の場合】FAXにてお申し込みください。  
※参加費・DVD購入費につきましては、受付後に送信する振込要領に基づきお振込みください。

**■特別研修会 参加・DVD購入申込書(10月30日(火)開催分) FAX:03-5806-0297**

お申込	<b>出席( )名</b> ・ DVD(No.350) <b>いずれかに○を付してください</b>		
氏名	(幹事番号 )	事務所名	
所在地			
TEL		FAX	
E-mail			

※出席のお申込みを頂いた方で当日ご欠席の場合は、開催日前日までにご連絡ください。

※ご記入いただきました個人情報、当研修会の運営やDVDの販売、アフターフォローのために使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

【お問い合わせ先】中小企業福祉事業団 事業部 Tel:03-5806-0298 Mail:info@chukidan-jp.com ※中企団FB運営中!

